



**平成 29 年度静岡県立病院機構
情報システム運用管理等業務委託(平成 29～32 年)公募型プロポーザル実施要領**

静岡県立病院機構情報システム運用管理等業務委託（平成 29～32 年）に係る公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 29 年 9 月 8 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 件名

本事管第 153 号

平成 29 年度静岡県立病院機構情報システム運用管理等業務委託（平成 29～32 年）

3 実施場所

静岡県静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立病院機構本部

静岡県静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院

静岡県静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター

静岡県静岡市葵区漆山 860 静岡県立こども病院

4 期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで（3 年間）

5 目的及び内容

静岡県立病院機構の本部及び各病院における事務系システムと医療情報システム、インターネット等の情報システムとネットワークの正常な稼動を維持するため、対象設備の適切な運用管理及びシステム維持の各種支援業務等を受託者に委託するものである。

業務内容詳細は、別紙「契約書（案）」、「システム運用管理業務委託（平成 29～32 年）仕様書」、「システムヘルプデスク業務委託（平成 29～32 年）仕様書」による。

運用保守（管理）対象詳細は、別紙「管理対象サーバー一覧」、「管理対象端末一覧」「管理対象周辺機器一覧」、「保守対象システム一覧」、「ネットワーク機器一覧」による。

6 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格」において、「システム運用管理」の業務区分について競争入札参加資格を有する者であること又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 参加申請書の提出期間から契約の時までの期間に、静岡県の「情報システム開発等の入札参加停止基準」に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
- イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

7 審査基準及び配点割合

審査は次の項目について評価する。

(1) 提案書審査

ア 提案会社の概要、経営状況

- ・ 信用に足る実績のある会社であるか
- ・ 業務遂行に問題が無い経営状況か

イ 業務の実施方針

- ・ 機構の委託目的に沿った実施方針を示しているか
- ・ 要員の教育等、業務内容の向上を目指しているか

ウ 同種業務の受託経験

- ・ 大規模病院での同種業務の受託経験があるか

(2) ヒアリング審査

ア 常駐技術者・ヘルプデスク要員の経験・知識

- ・ 主任技術者が必要な技能と経験を有しているか
- ・ 各担当の技術者は、必要な技能と経験を有しているか
- ・ 主任ヘルプデスクは、必要な技能と経験を有しているか
- ・ ヘルプデスク要員は、必要な技能と経験を有しているか

イ バックアップ体制

- ・ 常駐技術者、ヘルプデスク要員のバックアップ要員は確保されているか

(3) 価格評価

8 プロポーザル参加について

企画提案参加希望者は以下の提出期間内に、様式 1 参加申請書と様式 2 応募者概要説明書、及び様式 3 企画提案書、様式 4 業務見積書の提出を行うこと。

参加資格有と認められたものは、指定期日のヒアリングに参加すること。

(1) 提出期間

平成 29 年 9 月 8 日（金）から平成 29 年 9 月 15 日（金）の間（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合は祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出書類

次の書類を 1 部提出すること。

・「参加申請書（様式 1）」及び「応募者概要説明書（様式 2）」「企画提案書（様式 3）」、「業務見積書（様式 4）」

ただし、様式 3 及び、様式 4 は 8 部（正本 1 部、副本（写） 7 部：A 4 版、両面印刷、ホチキス止めとする。）提出すること。なお、ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

- ・静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し（今後、申請する場合は申請書の写し）
- ・法人の登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可。）
- ・返信用長形 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 392 円分を貼付）

(3) 提出場所及び提出方法

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部 担当：情報システム整備室

所在 静岡県立総合病院 情報企画室内

電話 054-247-6111（内線 2053）

提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

なお、持参にあたり、事前に電話に通知すること。

(4) プロポーザル参加資格の認定は、平成 29 年 9 月 19 日（火）をもって行うものとし、その結果は、平成 29 年 9 月 19 日（火）までに書面で通知する。

(5) プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、平成 29 年 9 月 20 日（水）までに書面（様式任意）を 8 (3) まで持参することにより提出しなければならない。

ウ 説明を求められたときは、平成 29 年 9 月 21 日（木）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

(6) その他

ア 契約期間における本業務の概算業務価格（上限金額）は、344,880,000 円（3 年分：消費税及び地方消費税 8 % 含む。）であり、当該価格内で提案を行うこと。

イ 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ 本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、静岡県立病院機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。また、提出された書類は、企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成するものとする。

オ 提出された書類等は、一切返却しない。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

9 質問事項の受付・締切について

本業務委託等についての質問は、「質問書（様式5）」により提出すること

(1) 提出期限

提出期限は、平成29年9月13日（水）午後5時までとする。なお、締切時間以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

電子メールによるものとし、送信時には受付窓口宛てに必ず受付の電話確認(054-247-6135)を行うものとする。E-Mail : sougou-jouhou@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成29年9月14日（木）までに参加申請書提出者にメール送信する。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所（予定）

静岡県立総合病院本館2階研修室

(2) 日時（予定）

平成29年9月21日（木）午前中

※ 参加者毎の時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間（予定）参加者数で調整する。

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 20分以内

(4) 出席者

2名までとする。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明すること。説明方法は、パワーポイントによる。（PC、プロジェクターは病院が用意する。）企画提案書以外の説明資料の当日配布は認めない。

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

11 最優秀提案者の決定手順

(1) 優秀提案

書面審査及びプレゼンテーションによる総合評価により、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案とする。得点の合計が最も高い提案が2以上ある場合は、見積価格の最も低い業者を最優秀提案に決定する。見積額が同額の場合は、くじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(2) 見積価格に関する評価

見積価格については、価格点を付与する。

12 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

13 審査結果の公表

- (1) 審査結果については、平成 29 年 9 月 22 日（金）以降、参加者全員に電子メールで、全参加者の名称及び点数を通知する。また、機構ホームページ上でも公表する。
- (2) 本審査に関する異議には一切応じない。

14 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合（新たに静岡県の競争入札参加資格を得ることを条件に申請書を提出した者は、平成 29 年 9 月 22 日（金）午後 5 時までに入札参加資格を得たことを証明すること。）
- ・概算業務価格（上限金額）を超えた場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに遅れた場合
- ・不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた場合
- ・会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合

15 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。

プレゼンテーション時に出した企画提案事項については、契約書に記載がなくても遵守すること。

16 支払い条件

月払い（当月末締め翌月上旬請求翌月末日払い）とする。

17 その他

- (1) プロポーザル参加者は、契約書（案）及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。
- (2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。